

経 済 産 業 省

20190322貿局第1号
輸入注意事項2019第11号
経済産業省貿易経済協力局

「まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認について」（平成30年3月6日付け輸入注意事項30第2号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認について」の一部改正について

「まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認について」（平成30年3月6日付け輸入注意事項30第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から施行する。

(別 紙)

「まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認について（平成30年3月6日付け輸入注意事項30第2号）

改 正 後	現 行
1～5 （略）	1～5 （略）
6 提出先 水産庁資源管理部 <u>国際課</u>	6 提出先 水産庁資源管理部 <u>漁業調整課</u>
[別紙様式1]・[別紙様式2] （略）	[別紙様式1]・[別紙様式2] （略）